

[ 資料 ] 劇物

毒物及び劇物取締法  
別表第 2

- 1 アクリルニトリル
- 2 アクロレイン
- 3 アニリン
- 4 アンモニア
- 5 2 - イソプロピル - 4 - メチルピリミジル - 6 - ジエチルチオホスフェイト ( 別名ダイアジノン )
- 6 エチル - N - ( ジエチルジチオホスホリールアセチル ) - N - メチルカルバメート
- 7 エチレンクロルヒドリン
- 8 塩化水素
- 9 塩化第一水銀
- 10 過酸化水素
- 11 過酸化ナトリウム
- 12 過酸化尿素
- 13 カリウム
- 14 カリウムナトリウム合金
- 15 クレゾール
- 16 クロルエチル
- 17 クロルスルホン酸
- 18 クロルピクリン
- 19 クロルメチル
- 20 クロロホルム
- 21 窒素化水素酸
- 22 シアン酸ナトリウム
- 23 ジエチル - 4 - クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
- 24 ジエチル - ( 2・4 - ジクロルフエニル ) - チオホスフェイト
- 25 ジエチル - 2・5 - ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
- 26 四塩化炭素
- 27 シクロヘキシミド
- 28 ジクロル酢酸
- 29 ジクロルブチン
- 30 2・3 - ジ - ( ジエチルジチオホスホロ ) - パラジオキサン
- 31 2・4 - ジニトロ - 6 - ジクロヘキシルフェノール
- 32 2・4 - ジニトロ - 6 - ( 1 - メチルプロピル ) - フェニルアセテート
- 33 2・4 - ジニトロ - 6 - メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート
- 34 2・2 - ジピリジリウム - 1・1 - エチレンジブロミド
- 35 1・2 - ジブロムエタン ( 別名 E D B )
- 36 ジブロムクロルプロパン ( 別名 D B C P )
- 37 3・5 - ジブロム - 4 - ヒドロキシ - 4 - ニトロアゾベンゼン
- 38 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト

- 39 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト (別名チオメトン)
- 40 ジメチル - 2・2 - ジクロルビニルホスフェイト (別名DDVP)
- 41 ジメチルフチオホスホリルフエニル酢酸エチル
- 42 ジメチルジブロムジクロルエチルホスフェイト
- 43 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト
- 44 ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルホスフェイト
- 45 ジメチル - (N - メチルカルバミルメチル) - ジチオホスフェイト (別名ジメトエート)
- 46 ジメチル - 4 - メチルメルカプト - 3 - メチルフエニルチオホスフェイト
- 47 ジメチル硫酸
- 48 重クロム酸
- 49 蔞酸
- 50 臭素
- 51 硝酸
- 52 硝酸タリウム
- 53 水酸化カリウム
- 54 水酸化ナトリウム
- 55 スルホナール
- 56 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト
- 57 トリエタノールアンモニウム - 2・4 - ジニトロ - 6 - (1 - メチルプロピル) - フェノラート
- 58 トリクロル酢酸
- 59 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト
- 60 トリチオシクロヘプタジエン - 3・4・6・7 - テトラニトリル
- 61 トルイジン
- 62 ナトリウム
- 63 ニトロベンゼン
- 64 二硫化炭素
- 65 発煙硫酸
- 66 パラトルイレンジアミン
- 67 パラフエニレンジアミン
- 68 ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。
- 69 ヒドロキシルアミン
- 70 フェノール
- 71 ブラストサイジン S
- 72 ブロムエチル
- 73 ブロム水素
- 74 ブロムメチル
- 75 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン (別名デイルドリン)
- 76 1・2・3・4・5・6・ - ヘキサクロルシクロヘキサン (別名リンデン)
- 77 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン (別名アルドリン)
- 78 ベタナフトール
- 79 1・4・5・6・7 - ペンタクロル - 3 a・4・7・7 a - テトラヒドロ - 4・7 - (8・8 - ジクロルメタノ) - インデン (別名ヘプタクロール)
- 80 ペンタクロルフエノール (別名PCP)

- 81 ホルムアルデヒド
- 82 無水クロム酸
- 83 メタノール
- 84 メチルスルホナール
- 85 N - メチル - 1 - ナフチルカルバメート
- 86 モノクロル酢酸
- 87 沃化水素
- 88 沃素
- 89 硫酸
- 90 硫酸タリウム
- 91 燐化亜鉛
- 92 ロダン酢酸エチル
- 93 ロテノン
- 94 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの